

付
印
受
6

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

滋賀県蒲生郡竜王町長

年 月 日 提出

給与支払者
(特別徴収義務者)

所在地

名 称

個人番号又は法人番号

担
当
者

氏 名

電 話

5
年
度

6
年
度

特別徴収
指定番号

宛 名 番 号

特別徴収
指定番号

宛 名 番 号

給 与 所 得 者	フリガナ		新		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額
	氏 名		姓		円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	円 控除社会保険料額 円
	生 年 月 日	明・大・昭・平	年 月 日 生								
	個 人 番 号										
	住 1月1日 現 在										
	所 異 動 後										

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地〒 名 称	特別徴収 指定番号	担 当 者	氏名 電話	新しい転勤先へは、 月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から 徴収し、納入するよう連絡済です。
---------------------	-------------	--------------	-------------	----------	--

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。	1の場合 徴収予定額((ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	本人印	

③普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	旧 特 別 徴 収 処 理 欄	5 年度 月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点 検
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。		6 年度 月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点 検
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。				
3 死亡による退職のため。				

◎令和6年度中の届出について、この用紙をコピーしてお使いください。

- 記 1 この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。
- 載 2 太線 で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
- 注 3 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 意 4 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合には給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

【お知らせ】

滋賀県内の市町では原則すべての事業所に対し、住民税の特別徴収義務者に指定すること（従業員の毎月の給与から住民税を天引きしていただくこと）になりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※役場記入欄

電算入力日	年 月 日
-------	-------

あっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。
退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合で

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。
（二月三十一日が土曜日・日曜日の場合は、二月第一月曜日が提出期限となります。）